

白蓮会会則 第7条「活動を妨げる行為」についての補足説明

- 現役部員ならびに支部長・監督・顧問教員・公認ボランティアコーチの運営方針ならびに大学当局の指導・勧告、白蓮会の決定事項に反する行為（監督の許可なく少林寺拳法以外の指導を行う行為）
- 監督あるいは顧問教員に許可なく現役部員に接触する行為
- 少林寺拳法部・白蓮会の活動に対する誹謗中傷・妨害行為等
- 少林寺拳法部員・白蓮会会員へのハラスメント行為
- その他、会員相互の親睦を著しく妨げる行為、触法行為等（承諾なく、勝手に動画・画像を撮影し他人に流布する行為等）

作成 令和8年2月1日 白蓮会